検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
【概念・基本的考え方】			
1 災害時のペット飼養に係る自	・ ペットと一緒にいることで自助を強	・委員からは意見なし。	災害時のペットの救護や飼養についても「自助」が基本であることを示す。
助、共助、公助の考え方	く意識し、自身も含め災害に強くなる		次告時のベッドの放送で到後に ブいても「日助」が基本であることを示す。
・災害時の対応は被災者自身が生	と言う考え方に強く同意する。		総説 適用範囲及び前提事項、言葉の定義
き延びるための努力を行う「自	・人に対しての自助は明確だが、ペッ		〇「自助」、「共助」、「公助」 (p.3)
助」が基本であるとされている。	トについては明確になっていない。		「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依存頼せず、自らの力でことを成し遂げること。「共助」とは、互いに力をあ
・このことはペットを飼養する飼	ペットに関する自助を具体的に示すこ		わせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関など公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。
い主にとっても同様であり、災害	とが対策につながると考える。		本書では、これらの考え方を、防災の面から以下のように仮定して用いる。
時のペットの保護対策は、飼い主	・ 動物の防災を考える時、人の防災対		・「自助」:「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために、避難すべき
の自己責任(自助)を基本とし、	策との連携が必要になる。切り口とし		か、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対
(地域や災害の規模態様などに	ては、人の防災をやった上でペットの		応は、自助が7割とも8割とも言われる。
よっては、)住民同士の助け合い	防災につなげていくことが重要なポイ		・「共助」:企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件とな
による「共助」や行政による「公	ントだと考える。		る。
助」には限界があることを再認識	・ 飼い主がペットの防災を考えること		・「公助」:行政による支援活動であり、初動が遅れる傾向にあるので、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」
すべき。	で、ペットだけでなく自身の備えも大		が災害対応上の主体になる。
・自らペットを守ることへの飼い	切であるという考えにつながっていく		
主の意識向上が、自身の災害への	ことが望ましい。ペットに関する自助		
備えにつながり、自助を強く意識	とは何なのかを具体的に示し、前向き		総説Ⅲ 災害対応における基本的な視点
した対策を講じることで、個々の	なメッセージとなるようにしたい。		1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本 (p.5)
防災力が高まり、「ペットを守り			災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、 <u>人の災害対策では、「自助」と「共助」が基本だとされてい</u>
たいから災害に強くなった」とい			る。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、自分自身の身を守ることが必須になる。
えるようになることが理想であ			このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政による支援(公助)では、人の救護が基本であることか
る。			ら、災害の発生当初には、ペットに対する食料や水などの支援が困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっても、ペットの安全
			と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養していく責務を負っている。したがって普段か
			ら、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養する必要がある。
			災害の発生時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に
			避難行動(同行避難等)を行うことがペットを守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンション等での在宅避難を推
			奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。
			また、自宅等からの避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを想定して、災害に備えたペット用備蓄品の平常
			時からの確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを飼い主が認識し、同行避難
			するために必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。
			また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活
			を送る避難所や仮設住宅(復興住宅等を含む。以下、「仮設住宅」とする。) において、ペットを原因としたトラブルが生じないよ
			うペットを飼養していない避難者への配慮を行うとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には平常
			時以上の適正飼養の努力が求められる。
			飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分や家族の防災を考えて災害に備えることにもつながり、「自助」による
			ペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながる。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
2 大規模災害時に行政機関が	・ペット救護対策は、①発災から避難	・委員からは意見なし。	《中中に行わ機則 はたき 。
ペット救護対策を実施することの	所の間と②避難所から仮設住宅の間の		災害時に行政機関が行うペットの対策は、人間(被災者)の救護の観点から行っていることを明確にする。
意義や目的の再整理	大きく二つに分けられる。①ではペッ		総説Ⅲ 災害対応における基本的な視点
・大規模災害時に行政機関が実施	トの一時預かり等による被災者の救護		3. 自治体が行う災害時のペット対策の意義 (p.6)
する対策は、被災者の救護の目的	というかたちになる。②では基本飼い		災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護である。このため、ペット対策には手が回らない事態になることも多
から実施するもの。被災したペッ	主責任による飼養となるが、ペットを		い。行政機関が行うペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養できるように支援するもので
トの救護対策も、一義的には、飼	長く預けておきたいと考える飼い主も		ある。
い主である被災者を救護する観点	いる。しかし、ペットにとっては必ず		また、被災地で迷子になり、放浪状態になったペットを保護する必要も生じる。 <u>これはペットとはぐれた被災者の心のケアの観点か</u>
から、被災者が飼養するペットを	しもそれがいいとは限らない。		ら重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被災地の環境悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。
適切に取り扱うようにするもの。	・ 行政の支援の意義には、飼い主の自		自治体が行うペットの救護対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、②避難所を出た後の仮設住宅等での生活以降
(ペットを同行して避難する方は	立支援がある。自立支援を意識した支		の対策の二つに区分できる。全期間を通じて飼い主の責任によるペットの飼養が基本になるものの、①では、ペットの一時預りや避
確実に多数存在するので、こうし	援を行うことが重要。		難所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者の置かれた状況に応じて、ペットの長期預かりなどのニー
た避難者の安全な避難場所の確保	・ 災害関連死も多く、行政が全てにつ		ズが生じることがある。
等に十分に留意する。)	いて直接支援することは難しい。行政		ペットを連れた被災者が必要とする支援を自治体等が担うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することであり、ペットの健康と
・また、飼い主に同行避難を推奨	は場所(スペース)を提供するぐらい		安全の確保にも寄与する。
しているのは、①動物愛護の観点	が限界。高齢者はペットが支えになっ		
(被災者の心のケアの観点を含	ていることもあり、そういった意味で		
む。)だけでなく、②動物による	は高齢社会での支援のあり方は重要。		本編 I 本編の位置づけ (p.17)
人の生命・身体・財産への被害や	・ 障害のある飼い主の方や高齢で入院		この本編は、自治体等が行うペットの救護対策について紹介するものである。
生活環境保全上の支障の発生防止	しなければいけない方の支援も必要。		災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペット
の観点から行われるべきものであ	・ 避難所にはいろいろな方がいる中で		との同行避難等ペットと共に避難行動を行うことは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要
ることに留意。	ペットを救護するというのは心苦しい		<u>である。</u> また、被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民への危害をもたらすおそれがある。さらに、不妊去
・なお、大規模災害時には、数多	時もある。飼い主や飼い主の周囲の方		勢措置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物へ影響を与えるおそれもある。こうした事後対
くの対策が求められるため、通常	への支援であれば受け入れられやすい		応の負担を軽減するためにも、ペットと共に避難行動を行うことが必要である。
時には行政機関が行えていた動物	と思う。ガイドラインの名称も「ペッ		一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災において
の保護対策が、大規模災害時には	トの飼育者とその周囲の方たちのため		は、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、平日の昼間であったことか
講じられないことが起こりえるこ	の」という意味の名称に変更すれば、		ら、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないこと
とに留意。	理解を得られやすいのではないか。		や、人命を優先させるためにペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしま
・ ガイドラインの名称について変			うケースもあることを想定する必要がある。
更を検討する必要がある。災害を			災害時におけるペットの救護対策は、飼い主による「自助」を基本である。飼い主は、日常からの適正飼養や避難生活で必要となる
乗り越えて飼い主がペットを飼い			物資の備蓄等を行うなど災害の発生に備えておくことが重要であり、災害発生時には、同行避難等の実施や指定避難所でのペットの適
続けられるようにするための、災			正飼養など、飼い主が果たすべき役割は大きい。一方で、災害の発生時には、飼い主責任による同行避難や適正飼養等を前提としな
害時におけるペットの適正飼養の			がらも、個人での対応には限界がある場合に備えて、 <u>自治体等による飼い主への支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備</u>
支援に関するガイドラインとして			することは、ペットの飼い主を含めた被災者全体が安全・安心に避難するためにも重要である。
の性格を有する			また、特に大規模な災害の発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もある。地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティ
			ア団体等との連携も併せて検討しておくことが必要である。
			この本編では、自治体等が飼い主に対して行う平常時及び災害発生の飼い主の行動についての普及啓発に関する事項を整理するととも
			に、自治体等が自ら関係機関等と連携しながら行う平常時及び災害発生時の時期別の対策について記載した。また、災害時対応を支
			えるための人材、物資、資金等に関する事項や、負傷動物・放浪動物の保護、動物飼養施設を設置する場合の留意点等についても取り
			まとめている。本編は、各自治体が地域の実情に応じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成したものである。
I	ı		

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
3 広域支援の考え方と受援体制	・プッシュ型支援は混乱した被災地の	・委員からは意見なし。	現むるおフドラフンは特殊はるものはなどのためなりようしま。それはまれるマルチ担合しているは、ものはませれるよとは
の考え方	行政にとってありがたい反面、受援体		現状のガイドラインは被災地の自治体や獣医師会等が中心となって対策を担うことを想定しているが、自治体の境界を超えた広域
・ 現行のガイドラインは東日本大	制が整っていない中では迷惑となって		的な支援体制の整備と受援の準備の必要性を示す。
震災の経験を踏まえて作成してい	しまう面もあった。行政として受援体		
るが、県庁等の行政機関や県獣医	制を整え、今後の災害に備えていきた		総説 II 適用範囲及び前提事項、言葉の定義 (p.3)
師会等が機能できることを前提と	い。		○広域支援
している。熊本地震は県庁所在地	・徳島県では関西広域連合に加盟して		大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるように支援する仕組み。
の直下で発生し、行政機関の中枢	いるが、メインは人の支援になる。自		支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣や、意思決定のための蓄積情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と
や獣医師会等も被災するに至っ	治体としてペットを含めた広域の訓練		発信、現地本部立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、義援金の支援等多岐にわたる。
た。	を行うようにガイドラインに加えてほ		○受援
・自治体や獣医師会等の中枢が被	しい。		受援は支援を受けること。ここでは主に、支援を受ける際に迅速な受け入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検
災した場合、円滑な被災者支援	・ 被災地では支援活動をマネージメン		討し、決めておくこととして使われる。
(被災ペット救護対策)を実施す	トできる人間が必要になるが、被災地		
るためには、自治体を越えた広域	の人間がそれをやるのは難しい。広域		総説Ⅲ 災害対応における基本的な視点
での支援が必要。また、自治体は	支援により被災していない人間が現地		4. 多様な主体の連携と協働 (p.7)
自らが被災地となった場合を想定	に入りマネージメントできるようにす		大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時には行えていた動物の保護等ができなくなる
した受援のあり方についての準備	ることが大切。現地の行政はそのため		ことが起こり得る。
を進めていくことが必要。	の旗を立てるだけでよい。		現地動物救護本部は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方獣医師会が率先して主導することで、発災直後
・また、支援組織の多くが東京に	・阪神大震災の時は、県、市は人への		には、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがって、
集中していることから、首都直下	対策で手一杯だった。獣医師会が動物		被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、災害発生直後の活動のあり方を、あらかじめ関係機関や団体の間で定めておくこと
型地震の対応について検討してい	救護活動を行ったが、「人が被災して		が重要である。
くことも重要。	いるのにペットの救護なんて何事だ」		また、災害の発生時には、多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支援の場合は、人間の救護の場合と異なり、
	という意見があった。行政が表に立っ		活動のルールや行動規範がいまだ明確ではない。現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地で支援団体等の活動を調
	てペット救護を行っていくのは難しい		整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要がある。
	面もある。ペット災害対策推進協会		災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要である。 <u>自治体や獣医師会は民間団体などと、</u>
	(以下、「災対協」という。)や獣医		平常時の活動を通じて良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地
	師会が救護本部の立ち上げに積極的に		域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施
	関わっていくことが必要と考える。		<u>が可能となる。</u>
	・ 関東でも関東甲信越ブロックにおけ		
	る、ブロックごとの広域支援の連携を		5. 広域支援の考え方 (p.7)
	検討している。		大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラ等がともに大きな被害を受けるが、地域の中核となる都市が被災した場合
	・人の場合は、DMAT、JMATのよう		は、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するには困難を伴うため、今後、発生することが予測されている広域災害を視野に、
	に支援団体が明確になっているが、		広域な支援が相互に行える共助(互助)としての体制整備が必要とされている。
	ペットはそれが無い。さまざまな団体		災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下での地震発生などの場合は、自治体や地元獣医師会が被災
	が集まってきた時に行政は「どこ」に		し、現地動物救護本部の活動が速やかに開始できないこともある。 <u>このため、近隣の自治体や獣医師会等との間で、災害時のペット</u>
	「なに」をお願いするか。信頼できる		の救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制が取れるように、定期的に訓練をするな
	団体をきちんと精査しておく必要があ		<u>どの準備をしておくことが重要である。</u> また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や獣医師会等が、前もって
	る。団体間のネットワークがどことつ		受援のあり方を検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受け入れの条件や環境を整備しておくことが望
	ながってどうなっているのかなどを把		ましい。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
	握しておく必要がある。		
	・環境省の災害対策では、ゴミ処理の		
	分野ではネットワークが出来ている。		本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
	ペットの分野でもこのような広域ネッ		1. 平常時
	トワークを広げていけるとよい。ま		(2) 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
	た、熊本地震では受援体制が整ってい		1) 災害時協定 (p.28)
	なかったため、行政の方がボランティ		<実施項目>
	ア対応にかかり切りになる場合があっ		・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
	<i>t</i> =.		・ 災害時相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備
	・ 避難所での秩序を保つためにも受援		<解説>
	体制を整えていくことは大切。支援に		自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくとよい。また、
	は、①動物の治療、②場所の提供、③		災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。
	物資や飼い主と動物が一緒にいられる		具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動等のために、近接する地方獣医師会への協力の
	ための支援があり、それぞれ何をどこ		要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備
	がやるのか、分析していくことが必		状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合等には近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく
	要。		必要がある。
	・ペットのことで相談に来る人は、実		また、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、
	はペットの話はきっかけで、他の色々		広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、
	な不安を聞いて欲しい人が多い。みん		事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、県庁舎や市役所庁舎などの被災地での対策の中枢を担う機関が被災
	な様々な不安をかかええているので心		<u>した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。</u>
	の支援が必要。行政はコーディネー		
	ターであり、現場に入る人たちを管理		3. 災害時のペット対策(2日目以降の緊急対応)
	していくのが仕事で、現地で動ける人		(2) 関係団体等との連絡調整及び支援要請 (p.40)
	たちのネットワークが必要。		<実施項目>
			・相談窓口による情報収集と整理
			・災害時協定締結機関や支援団体への支援要請
			・備蓄品や支援物資の配布
			・ボランティアの要請と受入
			・義援金の募集
			<解説>
			自治体または現地動物救護本部では、ペット相談窓口で収集された必要な支援内容を整理し、関係団体等に対し調整及び支援要請
			をおこなう。必要とされる支援は、災害発生からの時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が行えるよう、情
			報の伝達体制を整える。

検討事項

4 避難の考え方と同行避難、同 ┃・ 危機管理では問題を無くすか、小さ┃・人命が優先ということであれば、南 伴避難の言葉の整理

「避難」とは、難を避けること

であり、避難所に行くことだけで

- な場所に移ることも含まれる。 はペットと共に避難することが重
- ・ 平成26年4月の改正災害対策基 本法の施行により、まず命を守る ために緊急に避難する「指定緊急 避難場所 | と自宅等で居住できな くなった場合に利用する「指定避 難所|という考え方が導入され
- 進することが適切とは言えない。 災害の態様に応じての判断が必
- す必要があり、それを飼い主が判 形態により、自治体が出来ること (公助)、出来ないことの整理が 必要。
- を連れて避難(移動)することで 難所等の中でペットを連れて避難 と考える。 生活を送ることと整理できる。 難」の定義

第一回検討会(8/2)の意見概要

【在宅避難がよいが、一方、南海トラフ 【いという考えもある。 地震ではペットと共に津波の届かない ▼・人が安全に避難できる環境や時間 なく、自宅内でより安全な部屋に │高台まで避難しなければならない。地 │とゆとりが確保できるのであれば、同 留まることや、避難所以外の安全 域によって避難の仕方には違いがあ り、そのことを啓発する必要がある。 ペットと飼い主が同じ場所に居る ┃すぐに同行避難すればいいということ ┃ドラインのコンセプトであるというこ ┃○**同行避難 (p.4)** ときに発災した場合には、飼い主┃ではない。飼い主は動物を飼うからに┃とを定めておけばよい。ただし、「災┃ は覚悟がいると考えるべきである。

- については居室の中に入れるか否かに ないために必要。 ついても定義づけをして欲しい。
- また、首都直下型地震等を想定していってもらいたい。
- した場合、東京特別区等において ┃・避難者は感情的になる方が多かっ 律に避難所への避難(移動)を推 ┃義を説明しても意味がない。「同行避 ┃いう考えのほうがいい。 いと考える。
- 自治体は避難方法の選択肢を示 の居場所が決まってしまう。後から 中のキーマンとなる方が最初から ような動きができたらいいと考える。 なくなる。
- ・同行避難とは、まず指定緊急避 → 自助は災害が起きても在宅でいられ ・ 南海トラフ関係は同行避難のシ 難場所等の安全な場所までペット┃ることが理想である。仕組みの中に入┃ミュレーションをかなりやっている。 れておけばよいだけで、「同行」、 あり、同伴避難とは、その後、避 ┃「同伴 | という言葉は抜いた方がいい ┃難対策、同行避難は、日ごろから訓練
- ・ 徳島では津波対策が重要になってお 考えている。 |※現行ガイドラインでの「同行避 ┃り、「同行避難」=「まずは一緒に逃 ┃・南海トラフ地震津波の影響につい げる」というのがわかりやすく、高齢 ▼ては、地震が発生してから避難できる

第二回検討会(9/27)の意見概要

くすることが重要。首都直下地震では「海トラフを見据えて、同行避難は難し

- 行避難をしておくことで次に出てくる ・ 言葉の定義は重要と考える。熊本で┃めの一歩は、同行避難の徹底である┃
- ・同行避難に関しては、まずは人の避 ・ 言葉の整理を住民に理解してもらう 難が優先である。必ずペットを探し出 本編 単 飼い主への普及啓発 のは大切。そこから自助の考えを意識 ┃して避難するところまでを同行避難に **┃2. 災害発生時の行動** 入れてしまうと問題が出てくる。人の (3) ペットとの同行避難 (p.25) 安全確保を優先した上でたまたまペッ |は、在宅避難を推奨しており、− ||た。現地ではそのような方に言葉の定 ||トが見つかれば避難所に連れていくと ||いることが前提となる。
 - ・避難してきた段階で避難者はそこで たという事例もある。避難は動物を連 ■同行避難の考え方 れて逃げるということを大前提で考え ┃「ペットはここのスペース」と言える┃いと、このガイドラインの意味が全く┃からも、必要な措置である。
 - 日ごろから訓練することによって、避 を重ねることで十分対応可能であると

記載内容

同行避難についての考え方の再整理を提示。

- ① 飼い主自身の身の安全確保が前提であること。
- ② 地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえること。
- ③ 避難所等でのペットとの同居は意味しないこと。

【問題が防げるという考え方がこのガイ 【総説 Ⅱ 適用範囲及び前提事項、言葉の定義

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難場所等まで安全に避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を | 害発生時に、飼い主がペットを守るた | 伴う避難行動を行うことを指し、避難所等において人とペットが同居することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府)では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペッ も言葉の解釈がいろいろ異なり、同行 ┃という言葉の部分だけ抜き出してしま ┃トとともに安全な場所まで避難する行為(避難行動)を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養 【避難は(建物の?)中まで一緒に入れ┃うと問題。同行避難の基準の理論をき┃管理すること(状態)を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所等での人とペットが同室で同居することを意味するものでは ■るとの理解が多かった。「同伴避難」 ■ちんとつくっていくことが誤解を招か ■なく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なる。

指定緊急避難場所や指定避難所に移動する際には、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されて

|発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、 【難」という言葉自体を使わない方がい┃・仙台の事例から言うと犬や猫に導 ┃ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。平常時から、留守時のペットの避難について、家族や地域住民と |かれて津波と逆のほうに逃げて助かっ | の協力体制を構築しておくことも重要である。

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護するには多大な労 【ペットを移動させて欲しいと言っても 【ていくべき。事前に日常時から準備し 】力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がされていない場合、繁 断することになる。また、避難の┃なかなか理解してもらえない。住民の┃ていくという考え方を基に、自分も動┃殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために行う、指定緊急 物も助けるという方向で考えていかな「避難場所や指定避難所へ向かう際の同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所や仮設住宅でのペットの飼養を意味するものではない。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	
・災害発生時に、飼い王か飼育し	者の方にも受け人れられやすい重要な	時间か限られている目冶体もある。過	
ているペットを同行し、避難場所	言葉となっている。)同行避難は津	去の事例を尊重するあまり、今後起き	
まで安全に避難すること。同行避	波では有効	る災害に対して危険になってはならな	
難は避難所での人とペットの同居	・獣医師会でも「同行避難」という用	い、そういった視点も必要。	
を意味するものではない。	語は使っており、市民権を得ている言	・動物を持ち出すことができない場合	I
※同伴避難については、避難所敷	葉だと思われるため、これを覆すのは	も考えられる。人命が優先であること	
地内で飼い主とペットがともに避	難しい。ただ、権利の盾になることに	をガイドラインで明確に位置づけてい	
難生活を送ること(ペットの面倒	ついては、なんとかしなくてはならな	ただきたい。同行避難できなかった方	
は飼い主が自らみること)を指し	い。	がつらい立場に追い込まれることに	
ていると考えられるが、同室で同	・「同行避難」という言葉の定義で混	なってはならない。	
居できるか否かについては明確で	乱があるのは事実。言葉だけが一人歩	・ 日ごろからきちんとした意識を持つ	
ない。現実には、感染症対策や公	きしないようにしなければならない。	ということは飼い主責任として当たり	
衆衛生の観点から同室で同居でき	権利だけでなく、義務もある。何か	前だと考える。そういったことで災害	
ないケースが多いので、適切な呼	キーワードとなる言葉があった方が対	に対して関心が高くなり、我が子の命	
称や定義について検討することが	策を考える上ではわかりやすい場合も	を守ることにつながる。「同行避難」	I
必要。	ある。「同居」や「すみ分け」といっ	という文言だけがひとり歩きしてしま	
・ 災害時に飼い主が外出していて	た言葉も含め、キーワードがあっても	うと、いろんな問題が起こってくると	I
ペットの近くにいなかった場合の	いい。避難所内での同居を主張する方	いう意見も出た。これらの意見を集約	I
対応について検討し、準備してお	は言葉のあるなしに関係なく主張して	してガイドラインに書き入れていけば	I
くことが必要。(ご近所の方に不	くるため、どういう考え方を持って避	よいのではないか。	I
在の際のペットの救護を依頼して	難所運営をするかが重要になる。東京	・ 人命最優先だというところが抜け	I
おくこと等は可能か)	 都では「二段階避難」という考え方が	ていた。同行避難と、それに向けての	I
	あり、いろんなパターンで避難生活が	訓練も必要だということを言いつつ	
	始まる。	 も、一番大事なところを忘れてはいけ	
	 住み分け避難、分離避難という呼称	 ないというところがわかるよう工夫す	
	・内閣府では「避難所における良好な	る。(環境省)	
	生活環境の確保に向けた取組指針」が	単にペットと飼い主の話だけでは	
	あり、必ずしも在宅にとどまることを		
	言っているのではなく、災害の状況に		ı
	よっては避難所へ避難することも示し		
		総説では触れておいたほうがいい。	I
	ペット飼養について「飼育」という言		١
	葉を使用している。	記載の中で必要なことは自助、共助、	
		公助が1つ、もう1つは、災害に遭っ	
		ても自分もペットも守れるような十分	ı
		な備えを日ごろからしておくこと。こ	
		で	
			۱
		避難のやり方や方法のところで出して	١
		いくという考え方ではどうか。	

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要		記載内容
		・ 自頭での就明で、心流に凹り <u></u>	
		らなかったかもしれない。もう1度き	
		ちんと理解できるような形で説明して	
		いただきたい。(座長)	
		・今の委員の意見も念頭に置きなが	
		ら、環境省で考えてもらう。	
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	!		
	1		
	1		
	1		
	!		

NHJ T-X
5 同行避難を想定した、日頃か
らの飼い主による適正飼養の徹底
・日頃からの適正飼養が、災害時
の対策にとって重要であることを
ガイドライン等で強調している
が、徹底されていない。狂犬病予
防法関係、各種予防接種、のみダ
二駆除、クレートトレーニング等
に加え、そもそも家族で同行避難
が可能な飼育頭数に抑える等の適
正飼養を飼い主に広く浸透させて
いくことが重要。

検討事項

に普及させることが必要。

第一回検討会(8/2)の意見概要

- をガイドラインにお願いしたい。
- している。災害があった際にきちんと ┃か。ただ、「適正飼養 | という言葉の **|総説||| 災害対応における基本的な視点** 普及啓発していく必要がある。
- 獣医師会を活用してほしい。
- 避難所の中でのルールが明確になっないようにする必要はある。 ていないと適正飼養が定着しない。 ルールを守らない場合の罰則も含めた割がごちゃごちゃになっているが、自 避難所のルールを設定することが必要┃助に対する支援の方法、公助としての┃ と考える。
- 災害の種類によって避難所運営も異がいいのではないか。 なる。動物もストレスを抱える中で日 頃とは異なる行動をとる場合がある。 一律にルールで縛るのではなく、さま ざまな事例を挙げていくことが大切で ある。事例紹介のDVD等が環境省でで きたらよいが。
- ・咬傷事故は、ペットが好きな人が触 ろうとして近づくなどして、他人の ペットとの間でトラブルを起こすケー スが多い。避難所運営の中でどのよう にペットを扱うか、ルール作りは必要 と思う。

第二回検討会(9/27)の意見概要

・市町村職員は住民に一番近いため、▼・ガイドラインは、1つの解決の答え その役割は大きい。都道府県と市町村┃を示すものではなく、可能性をどれだ 職員が密に連絡を取るようにすること け増やせるかを提案していくもの。そ が大切。現状では避難所運営マニュア┃の可能性が状況によって有効な場合と ルの内容を市町村に下ろしていけているこうでない場合があるが、考え方や手 ない。都道府県が推進役だという記載し段を示すものにしないと、全国共通の 答えはない。まずは回答ではなく提案 東京都では事例を集めたものを共有を示すということでもいいのではない。 でも人によって適正飼養は違う。大規

自治体の役割という分け方をしたほう **本編Ⅱ 飼い主への普及啓発**

記載内容

避難所等でペットを適切に飼養する(他の避難者にも受け入れられるようにする)ためには、日頃からの準備が極めて重要である ことを改めて明確にする。

- ① 餌、用品等の備蓄と携行
- ②動物のしつけや社会化
- ③ 動物の健康・衛生状態の確保(のみダニ駆除、予防接種、トリミング等)

ペットの面倒が見られるか、きちんと ┃使い方にも注意が必要である。平常時 **┃1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本 (p.5**)

(前略)自宅等からの避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを想定して、災害に備えたペット用備蓄品の ・東日本大震災の経験から、同伴避難模災害が起こったときには、災害の規で常時からの確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを飼い主が認識し、同行 ・東日本大震災の経験から、「災┃が一番よいと考える。大事なのは地域┃模だとか状況によって水準が変わって┃避難するために必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

害時は自助が8割」という意見が┃に受け入れてもらうこと。そのために┃くる。そのため、「適正飼養」という┃また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活 ある。このような心構えを飼い主 ┃も日頃からの適正飼養が重要になる。 ┃言葉も、今後ひとり歩きして避難所で ┃を送る避難所や仮設住宅(復興住宅等を含む。以下、「仮設住宅」とする。) において、ペットを原因としたトラブルが生じないよ ・適正飼養のアドバイスができるので┃の適正飼養とうたっているから室内に┃うペットを飼養していない避難者への配慮を行うとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には平常 入れなければだめみたいなことになら「時以上の適正飼養の努力が求められる。

> 飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分や家族の防災を考えて災害に備えることにもつながり、「自助」によ ┃・ガイドラインの中では、自治体の役┃るペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながる。

1. 平常時の備えについての普及啓発

(2) ペットのしつけと健康管理 (p.19)

発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした 状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待 て | 、「おいで | 等のしつけをしておく必要がある。

指定避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバックに慣 れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するととも こ、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

指定避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。ま た、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外 部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康、衛生状態を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術には、性的ストレスの軽減、感染症の予 防、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			2. 災害発生時の行動 (5) 指定避難所や仮設住宅でのベットの飼養マナーの遵守と健康管理理 (p.27) 指定避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ベットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。指定避難所や仮設住宅では、ベットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に管理するともに、飼い主同士等で、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。また、ベットは、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はベットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
6 飼養形態別の避難先での飼養	・新潟・中越地震では、仮設住宅は、	・ 原則や方向性はしっかり示すべき	
方法(室内飼い、外飼いなど飼養	地域のコミュニティごとに仮設に入っ	だと考える。原則的に避難所ではペッ	避難所毎にペットの同居、住み分けなどのルールをあらかじめ避難所の管理者が定めておくことを示す。(ただし、感染症対策等
形態に応じた飼養方法)	たことでペットの飼養についてもうま	トは別居にしておくべきだと考えてい	の観点から、スペースに余裕がない避難所等では別居が基本となる。)
・ガイドラインは、室内飼いの小	くいったケースがある。しかし、避難	る。原則的に別居という原則を示し、	※自治体単位で、一切、受け入れないではなく、受け入れられない避難所がある場合、代替となる施設の確保について自治体は考
型犬や猫には適しているが、外飼	所のようにコミュニティに関係なくみ	状況によって同居もあり得るという書	えておくこと。
いの大型の番犬等については、避	んなが避難してきている中ではそうは	き方もあろうかと思う。	
難先での飼養方法が異なる場合が	いかない。	・ 原則別居を自治体が前面に出すこ	
見られる(応急仮設住宅で飼育す	・ 地域ごとで対処できるようなガイド	とに対して、抵抗があることは容易に	
る場合は室内飼いが原則のケース	ラインをつくるべき。	予測できる。同行避難後のペットの適	本編 II 飼い主への普及啓発
が多いが、室内犬と外飼いの番犬		正な飼養の仕方ということとかかわる	2. 災害発生時の行動
では飼育の容易さが異なる。)。		と思う。	(4) 避難中のペットの飼養環境の確保 (p.26)
動物の種別や普段からの飼養形態		・ 徳島県は、災害時のペット対策ガイ	避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によっ
によって、避難のあり方や、避難		ドラインを独自に定め、避難所での	て選択可能な飼養環境は異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択することが望ましい。
後の飼養管理の方法は異なるので		ルール、方向性について示している。	■指定避難所での飼養
はないかと指摘されている。		各避難所に応じ、避難所を運営する方	指定避難所で飼養する場合には、ペットとの同居または住み分け等について各指定避難所で定めたルールに従い、飼い主が責任を
		が考えていくというのが本来のあり方	持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。
		で、そこに導いていくのが大事。	■自宅で生活する
		・実際の避難所では人間も別居状態	飼い主も自宅に留まる(在宅避難)の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所に取りに行く。
		という環境も少なくはない。自治体職	飼い主は指定避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、指定避難所から世話に通う方法もある。ただし、二次災害の危険が
		員にすれば、同居に伴うさまざまなト	考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。
		ラブルは避けたいところではないか。	■車の中で生活する
		・発災直後とある程度時間がたった	自宅に留まる(在宅避難)のと同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所に取りに行く。飼い主は、手足を伸ばして眠れる
		ときとで、居住の形態が違うと思う。	状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になる
			ため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペッ
		題が起こるのではないかを危惧。(座	
			■施設等に預ける
			指定避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人等、一時預け先
			の確保に努める必要がある。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用
			について確認し、後にトラブルが生じないよう、覚書などを取り交わすようにする。
		の種類や規模には様々であると補足す	
		3.	
			本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
			(3) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整 (p.34)
		知る運営者に委ねるといった文言を入	
			・災害時のペット対策や指定避難所等でのペットの受け入れに関する地域防災計画への記載
			・関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
			・ 災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペット受け入れに関する方針の周知と理解の促進
		きるものも示すといい。自治体の職員	
1		が飼い主に説明しやすい環境がガイド	

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
		ラインにあると役に立つものになると	
		考える。わかりやすさや表現、状況の	
		説明のしやすさには配慮が必要。	<解説>
		・環境省のパンフレットでは、「避	自治体等では、飼い主がペットと同行避難して来る事を前提とし、飼い主が指定避難所や仮設住宅で、適正な飼養管理が出来るよう
		難所では人とペットは別の場所で生活	に、指定避難所での受け入れや仮設住宅でのペットとの同居等について、体制を整備する必要がある。
		し、ペットの世話は飼い主が自ら行う	検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受け入れに関する記載や、指定避難所の管理者や仮設住宅の設置者との調整、必要
		ことが原則です」としている。同行避	な支援物資の備蓄等が挙げられる。
		難が一種の権利という根拠にガイドラ	
		インが使われることになってはいけな	・指定避難所でのペットの同行避難者の受け入れ
		l' _o	指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておく必要がある。そのため、 <u>指定</u>
			避難所を選定する際に、ペットの飼養場所や飼養管理のルールも検討しておくと、指定避難所におけるペットに起因した避難者からの
			<u>苦情やトラブルを削減できる。</u> また、発災直後の指定避難所運営とペットの受け入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指
			示書(ファーストミッションボックス等)を整備しておくとよい。このような指示書(ファーストミッションボックス等)があること
			で、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整えられ、初動での混乱を最小限に抑えられる。
			指定避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛
			散、臭い等への配慮が必要である。
			これまでの災害時対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の
			生活場所を分ける方法等が採られているが、指定避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方
			法を検討する必要がある。
			4. 避難生活における飼い主支援
			(2) 飼い主による飼育環境整備のための支援 (p.42)
			<実施項目>
			・ 被災地市区町村への指定避難所等におけるペットの飼育に係る指導助言
			<解説>
			(指定避難所での飼育)
			自治体や現地動物救護本部等は指定避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。
			・指定避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し指導する。ペットとの
			同居または住み分け等については、各指定避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主自ら行う。なお、障害のある方が同伴する
			身体障害者補助犬※はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。なお、飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた
			場合には、指定避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候等を考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
			・ 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦はないとうでは、ロスカス
			情やトラブルの軽減に努める。
			・ 犬や猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望 + 1 1 、
			ましい。 ・
			・指定避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理等が挙げられる。指定
			避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生 管理の方法等について飼い主を指導すると共に 「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して 飼い主が相互に協力して 飼養ス
	1	•	『宮理の方法寺に、カン(町いもを行場すると共に、「町いもの宗」寺をいるとはろように支援して、町以もか相互に採用して、飼査人・「

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			ペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。
			※身体障害者補助犬:「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
7 同行避難後のペットの預かり	・避難所で100%何も問題なく飼育す	・委員からは意見なし。	
先の確保について	ることは難しいと思う。首都直下地震		同行避難後に、ペットの飼養場所や預け先にどのような選択肢がありえるのかを示す。また、飼い主も万一の際の預け先をあらか
・ 同行避難した後のペットの取扱	ではルールが守られなくなるだろう。		じめ見つけておく責務があることを示す。
いについては、多様な選択肢があ	飼育する場所がない場合の対応を示し		
るものの、ガイドラインではそれ	ておく必要がある。どうしても行き先		
らを明示できていない。自治体や	がないようであれば災対協で預かると		
飼い主に対して、避難後のペット	いう手も考えられる。		本編Ⅱ 飼い主への普及啓発
の飼養方法としてどのような方式	・ このことは犬猫以外のペットを飼っ		1. 平常時の備えについての普及啓発
があるのかを示しておくことが重	ている人にも重要になる。		(7) ペットの一時預け先の確保 (p.24)
要。(災害の態様や地域の状況に			ペットの一時預け先について、指定避難所での飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先も探しておくことが望ましい。
よって大きく異なるが、避難所で			特に大型の動物や危険な動物又は個体等、専用の飼養施設が必要な動物については、指定避難所での受け入れは困難であることか
の同居または別居、車中泊、ペッ			<u>ら、飼い主は一時預かり先や飼養管理について検討・準備しておく必要がある。</u>
トだけ自宅飼養、在宅避難(同			
居)、獣医師会等に預ける、ペッ			
トホテルや動物病院(有償)、知			2. 災害発生時の行動
人・親類、民間シェルターに預け			(4) 避難後のペットの飼養環境の確保 (p.26)
る等の選択肢が考えられる。)			避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によっ
			て選択可能な飼養環境は異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択することが望ましい。
			■指定避難所での飼養
			指定避難所で飼養する場合には、ペットとの同居または住み分け等について各指定避難所で定めたルールに従い、飼い主が責任を
			持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。
			■自宅で生活する
			飼い主も自宅に留まる(在宅避難)の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所に取りに行く。
			飼い主は指定避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、指定避難所から世話に通う方法もある。ただし、二次災害の危険が 考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。
			■車の中で生活する
			自宅に留まる(在宅避難)のと同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所に取りに行く。飼い主は、手足を伸ばして眠れる
			状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になる
			ため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペッ
			トを安全な飼養場所に移動させる。
			■施設等に預ける
			指定避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人等、一時預け先
			の確保に努める必要がある。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用
			について確認し、後にトラブルが生じないよう、覚書などを取り交わすようにする。
•	!		

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
			1. 平常時
			(2) 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
			1) 災害時協定 (p.28)
			<実施項目>
			・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
			・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備(広域支援・受援体制の整備)
			<解説>
			自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくとよい。また、災
			害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。
			具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動等のために、近接する地方獣医師会への協力の
			要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備
			状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合等には近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく
			必要がある。
			また、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、
			広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、 事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、県庁舎や市役所庁舎などの被災地での対策の中枢を担う機関が被災
			争前に文八体前にういても候割しておくことが重要である。また、宗万吉や印役が万吉などの依欠地での対象の中枢を担う機関が依欠した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。
			した物目の対処力法についても、事則に励餓しておくことが至よしい。
			2. 災害発生時の初期対応(発災当日〜翌日)
			(4) 飼い主 (ペットの飼養者) への支援 (p.38)
			<実施項目>
			・安全な避難場所への誘導
			・負傷動物への獣医療の提供
			・動物の一時預かり
			・物資支援
			<解説>
			飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断し避難所に避難してきた飼い主に、市町の担当者を介し避難所にすみや
			かな受入ができるように誘導する。負傷動物に対しては、現地動物救護本部の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼
			養用品は、支援物資として提供する。なお医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要が
			ある。
			避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合には、一時預かりなどの支援を行う。
I	1	I	

検討事項 第一回検討会(8/2)の意見概要 第二回	食討会(9/27)の意見概要 記載内容
検討事項 第一回検討会(8/2)の意見概要 第二回	### 2015年

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
【同行避難の受入れ対応等】			
8 避難所の体制整備やペット受	・ 避難所ごとのオーダーメイドが必要	・委員からは意見なし。	
け入れの際の避難所運営のあり方	で、一律に行えばいいということでは		6と同じ
(ペットの飼養管理に関する災害	ない。避難所ごとの検討が必要にな		
支援パッケージの有効性検討)	る。		
・大規模災害時に全ての避難所に	・ パッケージ的な支援の方法を考え		本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
おいてペットの受け入れ体制を整	る。		1. 平常時
備することには困難が伴う。避難			(3) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整 (p.49)
所の管理者や自治体職員数に限り			<実施項目>
がある場合、ペットの受け入れに			・ 地域防災計画への、災害時のペット対策、指定避難所等でのペット受け入れに関する記載
ついては、外部機関・団体等から			・関係機関・団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
のパッケージでの支援が必要とす			・ 災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペット受け入れに関する方針の周知理解
る指摘がある一方で、課題も多い			<解説>
と言われる。			飼い主が指定避難所や仮設住宅で適正な飼育管理を行えるように、自治体等は次のような支援や指導などを検討しておく。
			自治体等では、飼い主がペットと同行避難して来る事を前提とし、指定避難所における受け入れや仮設住宅におけるペットとの同居に
			ついて、体制を整備する必要がある。検討すべき事項としては、地域防災計画へのペット受け入れに関する記載や、指定避難所の管理
			者や仮設住宅の設置者との調整、必要な支援物資の備蓄等が挙げられる。
			■指定避難所におけるペット同行避難者の受け入れ
			指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておくことが必要である。そのた
			め、指定避難所を選定する際に、ペットの飼育場所や飼育管理のルールについても検討しておくと、指定避難所においてペットに起因
			した避難者の苦情やトラブルを回避できる。
			指定避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の
			飛散、臭い等への配慮が必要である。
			これまでの災害時対応では、ペットの飼育場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼育者とペット非飼育者
			の生活場所を分ける方法等が採られているが、指定避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った
			方法を検討する必要がある。
			避難所でのペットと人との「住み分け」は、避難者数や避難所の状況に応じて検討する。
			■応急仮設住宅におけるペットとの同居
			東日本大震災では、多くの自治体が仮設住宅でのペットの飼育を可とする方針を示したものの、実際にペットとの同居に結びつか
			なかった事例が多数みられた。その理由として、「他の入居者や仮設住宅の自治会での承認が得られなかった。」、「応急仮設住宅で
			の飼育ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬(大型犬、室内に慣れていない犬等)を飼育していた。」等があげられ
			ることから、地域の飼育状況に応じた応急仮設住宅でのペット受け入れ方針を検討する必要がある。
			これまでの災害時対応では、室内飼いをペット同居の条件とした例や、ペット飼育者専用の仮設住宅を設置した例、仮設住宅の近
			隣にペット飼育施設を設置した例がある。
			鳴き声や糞尿等、仮設住宅において想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペットの飼育ルールを検討する

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			必要がある。
			4. 避難生活における飼い主支援
			(2) 飼い主による飼育環境整備のための支援 (p.42)
			<実施項目>
			・被災地市区町村への指定避難所等におけるペットの飼育に係る指導助言
			< 解説 >
			(指定避難所での飼育)
			自治体や現地動物救護本部等は指定避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。
			・指定避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し指導する。ペットとの
			同居または住み分け等については、各指定避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主自ら行う。なお、障害のある方が同伴する
			身体障害者補助犬※はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。なお、飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた
			場合には、指定避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候等を考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
			・ 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦
			情やトラブルの軽減に努める。
			・ 犬や猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望
			ましい。
			・指定避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理等が挙げられる。指定
			避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生
			管理の方法等について飼い主を指導すると共に、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養ス
			ペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。
			※身体障害者補助犬:「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
9 迅速な一時預かり体制の整備	・ 熊本地震ではパニック障害の方がお	・委員からは意見なし。	
(入院等によりペットの行き先を	り、ペットがいるから避難しないと言		避難者が入院等を要する場合など緊急にペットの一時預かりを実施する体制整備が必要になることを示す。
確保する必要がある場合の受け入	うことがあった。		
れ体制整備等)	・動物病院等が無償で預かる場合に		
・ 飼い主が緊急に入院を要する等	は、費用弁済をどうするかが課題。民		本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
の理由でペットの飼養を続けられ	営圧迫しない支援が必要になる。		1. 平常時
ない場合を想定し、震災直後から	・ 一時的な預かりなら獣医師会が可能		(2) 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
ペットを無償で預かる仕組みが必			1) 災害時協定 (p.28)
要。			<実施項目>
			・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
			・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備(広域支援・受援体制の整備)
			<解説>
			自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくとよい。また、災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。 具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動等のために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合等には近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく
			必要がある。
			また、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、
			広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、
			事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、県庁舎や市役所庁舎などの被災地での対策の中枢を担う機関が被災
			した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。
			2. 災害発生時の初期対応(発災当日~翌日)
			(4) 飼い主 (ペットの飼養者) への支援(p.38)
			<実施項目>
			・安全な避難場所への誘導
			・負傷動物への獣医療の提供
			・動物の一時預かり
			・物資支援
			<解説>
			飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断し避難所に避難してきた飼い主に、市町の担当者を介し避難所にすみやか
			な受入ができるように誘導する。負傷動物に対しては、現地動物救護本部の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼養
			用品は、支援物資として提供する。なお医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要があ
			る。
			避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合には、一時預かりなどの支援を行う。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			3. 災害時のペット対策(2日目以降の緊急対応)
			(3) 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応 (p.41)
			<実施項目>
			・負傷動物の救護
			・放浪動物の保護・収容
			・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
			・飼い主への返還
			・新しい飼い主への譲渡
			・必要に応じ動物救護施設の設置・運営
			<解説>
			災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうことが想定される。負傷動物を発見した場合は、速や
			かに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。また、放浪動物の保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要である。
			<u>こうした措置や飼い主からの一時的な預かり、飼い主への返還などについては、自治体等や現地動物救護本部等が中心となって実施</u>
			<u>する。</u>
			4. 避難生活における飼い主支援
			(2) 飼い主による飼育環境整備のための支援 (p.42)
			・被災地市区町村への指定避難所等におけるペットの飼育に係る指導助言
			<解説>
			(その他)
			指定避難所での飼育が困難な場合や、飼い主の事情により飼育が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人等、一時預け先
			<u>の確保に努めるよう呼びかける</u> 。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、
			費用について確認し、誓約書を取り交わすようにする指導する。
			(4) 一時預かり体制の整備・対応 (p.44)
			<実施項目>
			・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備
			<解説>
			やむを得ない事情で動物を飼養することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先
			は、動物救護施設、動物病院、動物愛護団体及び個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた体制を確保する。ペットを受け入れ
			る際には個体識別処理を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う。またペットを預かる場合には、預かり期間、連絡先
			等を文書により明確にしておくが、その際に、飼い主と離れ、慣れない場所での長期の生活がペットにとっては多大なストレスとなる
			マレナ四切してと、「マンフロリロ冊にコと取っしこの、シレジロナフ」の、シレフマナリに生物を取り、1年に大口と英リコト光

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
10 感染症対策(特に、避難所	· VMATのような所が中心になって活	・ 感染症対策というところをわかり	
や仮設住宅での、人畜共通感染症	動してくれるといい。	やすく丁寧に書かれれば、飼い主と	人畜共通感染症の予防について普段からの備えや災害時の対応が必要であることを示す。
への注意)	・ 避難所では人に対してはすぐに自衛	ペットだけの問題ではなく、そこに避	
・人間を救護するという観点から	隊がきてくれる。ペットの場合はどう	難している体力的に弱者の方たちへの	本編 II 飼い主への普及啓発
は、避難所等での感染症対策は重	なのか。衛生対策の一つはトリミング	配慮でもあるという部分が丁寧に補足	1. 平常時の備えについての普及啓発
要。自治体は、人畜共通感染症等	だが、ペットの衛生面についてもガイ	され、同居か別居かというときにも判	(2)ペットのしつけと健康管理 (p.19)
の発生を予防する観点から必要な	ドラインに記載して欲しい。	断の1つの目安になるのではないかと	発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状
措置を講じることが必要	・熊本では、人間がお風呂に入れない	思う。	況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待
	状況で、なぜペットがお風呂に入れる	・熊本地震ではJ-MATから人へ	て」、「おいで」等のしつけをしておく必要がある。
	のかと、トリミング車が受け入れられ	の感染症対策のため、ペットが同居し	指定避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバックに慣
	なかった。ガイドラインに感染症対策	ていたところについては出しなさいと	れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するととも
	や衛生管理の必要性を記載してもらい	いう整理がされている。時間の経過と	に、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。
	たい。	ともに、別居が望ましいというのは人	指定避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。 <u>ま</u>
		への感染症防止の対策で必要なことが	た、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外
		ある。避難所や仮設住宅はたくさんの	<u>部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康、衛生状態を確保する。</u>
		人が一緒に生活する場であり、そうい	さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術には、性的ストレスの軽減、感染症の予
		う中では別居という整理も必要である	防、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。
		という心構えを持っていただく必要が	
		あると考えている。	本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
		・ どこの動物までを対象とする予定	4. 避難生活における飼い主支援
		か。感染症といってもリスクは犬猫だ	(3) 人畜共通感染症の予防の措置 (p.43)
		けではない。	<実施項目>
		・主にターゲットにしているのは、飼	・日頃からのペットの健康管理に係る指導
		育頭数が圧倒的に多い犬と猫になる	・避難生活におけるペットの健康管理に係る指導
		が、ウサギやハムスターなど、その系	・ 地元獣医師会との連携(災害時におけるペットの診察について)
		統のものは多分同じような扱いにな	
		る。	
-	-	-	

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			〈解説〉 ペットを創着している飼い主は平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種を実施するとともにノミなどの外部寄生虫を駆除し、トリミングなどをすることで健康や値生状態を確保する必要がある。健康や値生状態が確保されていないペットは、感染症対策等の観点から、指定避難所や応急仮設住宅、動物数護施設や一時預け先等での受け入れが出来ない可能性があることも留意しておく必要がある。また、避難時には通常時と違う環境(指定避難所、応急仮設住宅、動物数護施設、一時預け先等)でペットが生活することを考えると、免疫力が低下するとともに、他のペットとの接触が多くなることから、自治体は、ペットの感染症のリスクが高まることに留意する必要があることを周知しておく必要がある。そのため、飼い主がペットの健康状態に現常を感じた際には獣医師の巡回診療や提携動物病院での診察がスムーズに受けられるように、自治体と地元獣医師会との間で災害時における協定等を結んでおくことが望ましい。また、協定等を結んでいない場合には地元獣医師会への支援要請内容について事前に共通認識をもっておく必要がある。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
【官民連携による広域支援等】			
11 広域連携の体制づくり(受	意見がなかったため、本項目は3に	・委員からは意見なし。	
援体制の整備を含め、大災害時に	まとめる		3と同じ
は確実に必要になる広域支援をど			
のように整備するか)			
・3で述べた広域支援と受援のあ			
り方について、実際に機能させる			
ためには、日常からの体制づくり			
が必要。			
・災害時の広域支援に関して、自			
治体等における応援・受援本部の			
設置、応援・受援計画の策定、研			
修や図上訓練等の平時からの取組			
を、ペットの分野に関してどのよ			
うに進めていくのか検討が必要。			

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
	・ 災対協の役割を明確にするとともにペット救護本部の活動の方向性を示す ことも重要だと考える。	・委員からは意見なし。	現地動物救護本部等が迅速に活動開始できるよう、発災時の本部の自動立ち上げについてあらかじめ関係機関・団体で定めていく ことを推奨する。
地動物救護本部の立ち上げや活動 内容を改めて定める) ・現地動物救護本部は災害時の ペットの救護を円滑に行う上で重	ことも重要だと考える。 ・ 救護本部をどのように立ち上げるかは、その活動も含め、事前に決めておく必要がある。義援金の集まり方を考えると、なるべく早く立ち上げる必要		定とを推奨する。 総説VII 平常時と災害時におけるそれぞれの役割 5 現地動物救護本部等の役割 (p.14) 「現地動物救護本部)等は、自治体や獣医師会などで構成された、災害時の緊急対応を担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活動の在り方を、関係機関や団体の間であらかじめ定めておくことで、発災の直後に迅速に活動を開始でき、円滑な被災者支援に結びつく。 災害の発生時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性を判断し、本部を設置する場合は、飼い主支援や動物救護活動などをするために、構成団体や機関と調整して、次の各項目に係る活動を行う。 本編III 自治体等がおこなうペットの災害対策 2. 災害発生時の初期対応(発災当日〜翌日) (3) 現地動物救護本部の設置の検討 (p.38)
			 実施項目> ・ 規地動物救護本部等設置の要否の判断 ・ 構成要員の確保 <解説> 災害が発生した際には、災害の規模や被災状況等を勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の要否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる。 当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
13 ペット災害対策推進協会の	・災対協では東日本大震災の時に一般	・現地動物救護本部の後方支援として	
役割について	の団体に対しても支援を始めたことが	災対協があり、現在、ここに書かれて	ペット災害対策推進協会の役割を示す。
・ 大規模災害時に中央に民間団体	結果的にはあまりいい方向にならな	いる災害時の5項目以外にも、もっと	
を束ねる支援組織があることは重	かった。災対協としてどんなことがで	できることがあるのではないかという	
要。大規模災害時にペット災害対	きるのかをガイドラインの中に記載し	ことで災対協の役割を検討していると	総説 適用範囲及び前提事項、言葉の定義
策推進協会が果たしうる役割を踏	てもらいたい。)	ころ。	○ <u>【(一般財団法人)ペット災害対策推進協会】(本文中ではペット災対協と表記)</u> (p.4)
まえたガイドラインの改訂を行う	・ 平時からボランティアの育成を担う		天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災した動物の救護や円滑な救護の確保を行うことを目的として、(公財)日本動物愛護協
ことが必要。	のも災対協の役割であると考えてい		会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の4団体を主な構成団体として、平成8年に設置
・ 協会の存在を認知していない自	3.		された任意団体の「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織。平成26年に現在の法人化がなされ
治体もある可能性があり、普及が			た。
必要。			災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護ボランティアの育成や研修、全国各地の災害
			対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生に備えた平時からの活動を目的とする。特に災害の発生時には、被災地の行政機関や獣
			医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部
			等が行う被災ペットの救護のための寄附金募集事務の代行等の活動を行う。
			総説VII 平常時と災害時におけるそれぞれの役割
			6 <u>一般財団法人 ペット災害対策推進協会(ペット災対協)の役割</u> (p.15)
			(一財)ペット災害対策推進協会は、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の3団体等か
			ら構成され、大規模災害が起こった際などに地方自治体等の支援を行う。主に、現地動物救護本部等や被災地の自治体等を人材、物
			資、資金の面から支援する。
			◆ペット災対協が行う活動内容
			平常時
			・環境省、関係行政機関や団体との連携
			・既に組織化されている現地動物救護本部や都道府県、地方獣医師会等との連携や協力協定の締結
			・都道府県、区市町村への情報提供
			・区市町村に対する避難所での動物飼養に対する助言
			・ 飼い主に対する同行避難や避難所でのペットの適正な飼養管理等に関する啓発
			・ペット災対協への協力団体との物資支援に関する調整(支援リストの作成、災害時の送付方法等)
			・動物救護活動ボランティア指導者の育成
			災害時
			・情報収集と現地調査
			・環境省や関係行政機関、被災地自治体や現地動物救護本部、協力団体などとの連絡調整、活動に関する協力や支援
			・現地動物救護本部の組織化と活動への支援
			・ボランティア指導者の派遣、支援物資の送付調整
			・動物救護活動協力団体や施設リストの提供
			. 宏け全の草隹化行(用州太郊の口広が問訟されていかい提合) 海从からの支採の窓口

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
14 対策費用の財源確保(関係	・ VMATなどの獣医師チームの派遣費	・委員からは意見なし。	
機関・団体間での費用の負担のあ	用や事故の際の補償		対策費用の財源確保について現地動物救護本部(やペット災害対策推進協会)いよる募金活動を実施。
り方)	・ 自治体は募金活動がしにくい。現地		
・ 避難所や仮設住宅での対応その	救護本部を立ち上げることで、募金が		
他、ペットの対策で要した費用の	使いやすくなるということを周知する		
負担のあり方をあらかじめ整理し	必要がある。		本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
ておくことが必要。ペットは個人			1. 平常時
の責任で飼養しているものである			(5) <u>義援金の募集方法の検討</u> (p.37)
ため、費用について公的支援には			<実施項目>
限界がある。			・自治体や現地動物救護本部等による義援金募集の受付窓口、振込口座設置の検討
			<解説>
			迅速かつ円滑なペット対策活動を行うためには、ペットの飼育管理、物品の購入、動物救護施設の運営等の資金が必要となる。
			このため、被害の規模や救護活動の状況等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の窓口と振り込み口座を開設し、義
			援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトやフェイスブック等を利用して募集の告知をするとともに、関係
			団体・企業等のネットワークやマスコミ等の協力を得て、積極的な広報を行う。また、集まった義援金の収支管理を適切に行うとと
			もに、ウェブサイト等で義援金の使途を公表する。
			大規模災害発生時には、(一財)ペット災害対策推進協会においても、義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被
			災地のペット対策の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等、地方獣医師会等に配分・供与される。
			Ⅳ 災害時のペット支援活動を支えるもの
			3 <u>資金の確保、義援金の募集・配布</u> (p.50)
			迅速かつ円滑なペット対策活動を行うためには、ペットの飼育管理、物品の購入、動物救護施設の運営等の資金が必要となる。
			このため、被害の規模や救護活動の状況等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の窓口と振り込み口座を開設し、義
			援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトを利用して募集の告知をするとともに、関係団体・企業等のネッ
			トワークやマスコミ等の協力を得て、積極的な広報を行う。また、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイト等
			で義援金の使途を公表する。
			大規模災害発生時には、(一財)ペット災害対策推進協会においても、義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被
			災地のペット対策活動の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等、地方獣医師会等に配分・供与される。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容		
【その他】					
15 ボランティア (愛護団体)	・ 徳島県では行政の施設の中にボラン	・災害時のボランティアに関しては、			
の行動範囲	ティアの養成スペースを設けた。災害	人への支援で仕組や補償、活動規範の	災害時のボランティア活動について、日頃からの民間団体との連携や人材育成を行うとともに、発災時のボランティア活動のコー		
・災害時に被災地で活動を行うボ	時に役立つボランティアの養成を行っ	ようなものがある程度でき上がってい	ディネート体制の必要性を示す。 		
ランティア組織の活動について一	ていきたい。	る。人へのボランティアに関しては半			
定のルール(行動規範)の整備が	・ ボランティアが役立つのは確かだ	公的な資格などあるかと思うので、参	本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策		
必要。また、これらのボランティ	が、この期間、この場所ではこのルー	考にできるのではないか。	1. 平常時		
ア活動を地域でコーディネート	ルに従って活動を行うようにと整備で	・ ボランティアの受け付けというの	(2) 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備		
し、指揮監督する地元組織も必	きればよりよいボランティア活動がで	は、社会福祉協議会に来たボランティ	3) 人材育成 (p.33)		
要。	きると考える。	アではなく動物救護本部でのボラン	<実施項目>		
	・ ある程度の技能を持つボランティア	ティアの受け付けという理解でいい	・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成		
	について、人材バンクのような制度が	か。	・ 動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体等との連携		
	あるといいのではないか。	・ボランティアという名前を語った	<解説>		
	・ ガイドラインの記載では「災害時の	詐欺や盗難が現地では実際に起こって	災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時にペット対策ボランティアの講習会を		
	活動に賛同してくれる団体」という表	いる。動物救護のボランティアに関す	開催し、必要な人材を育成する。 <u>併せてボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダーの育成も行う。</u> 講習会の受		
	現がいいかもしれない。	る内容と、その前提として被災地での	講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団		
	・熊本地震では地域の動物愛護推進員	活動のボランティアに関するルールと	体や自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑		
	の活躍があった。地域に即した支援は	いうものもあるといい。	に進めることができる。		
	日頃からの活動が重要になる。	・最近は、各ボランティアはそれぞ	指定避難所や仮設住宅での適正な飼養管理やペット対策を円滑に行うためには、現地動物救護本部等を始めとした関係機関や団体の		
	・ 人の場合は社会福祉協議会が窓口と	れの主義主張を持っている。そういう	協力以外にボランティアの応援が必要となる。 <u>ボランティアは通常の一般ボランティアと、獣医師やドックトレーナー等の専門的な技</u>		
	なるが、ペット(動物)に関する場合	団体の調整がボランティアの調整、	術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、前項のとおり、自治体等はボランティアへの協		
	は災対協が窓口になってもいいのでは	コーディネートだろうと思っている。	力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討		
	ないか。	・基本はその自治体の支援、自治体	<u>しておく。</u>		
		が行動の方向性を示したときには、そ			
		れに従うというような行動範囲は定め			
		たほうがいい。	4. 避難生活における飼い主支援		
		・ 発災時にボランティアと称する団	(5) ボランティアの要請と受け入れ (p.44)		
		体が現場をかき回すという行為があ	<実施項目>		
		る、一定のルールを定め、平常時から	・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理		
		その地域で自治体と良好な関係を持っ	・協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間等を整理して募集		
		て動物愛護・福祉活動をしている方に	・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協力を要請。		
		協力いただくのがいい。	<解説>		
		・災害時のボランティアはある程度	自治体や現地動物救護本部等が、 <u>指定避難所での支援にボランティアの協力を求める場合は、受付窓口を設置し、それぞれの役割と</u>		
		スキルの高い方々が当然期待される。	<u>その活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。</u> なお協力の要請に当たっては、あらかじめ		
		それは動物愛護推進員ではないか。日	被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リスト等を把握する。		
		ごろから協力をいただくことで、災害	動物愛護団体等の民間団体が独自にペット支援活動を行う場合も、必ず、自治体や現地動物救護本部等に登録し、保護動物数や保護		
		発生時にも、中心メンバーになっても	した場所を報告し、被災地外に動物を持ち出す場合は動物数や行先などを報告する。		
		らえることが期待できる。	なお社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、外部からのボランティア受け入れに対応することが望ましい。		
		・熊本県の動物愛護推進員は24名が			

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
		しかいない。広域災害が発生した際に	
		は、推進員が被災し動けない状態であ	
		る。推進員をうまく活用できるような	
		仕組みがあれば、自治体としても安心	(6) 応急仮設住宅における飼い主支援
		して仕事をお願いできる。	5) ボランティアの要請と受け入れ (p.46)
		・ボランティア活動も広域的な支援	応急仮設住宅での支援にボランティアの協力を求める場合は、ボランティアに関する受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内
		という視点で行われるもの。広域から	容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置や役割を指示する。
		来るという意味で、日ごろからの行政	
		との連携などが判断基準になる。	Ⅳ 災害時のペット支援活動を支えるもの
		・ 被災自治体にとっては、コーディ	1 人材の確保、ボランティア(個人・獣医師・民間団体)や広域支援との連携 (p.47)
		ネート機能は負担が重い。そこは災対	災害時にペットの支援活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等である。これらの関係団体が平時から連携をとること
		協に期待するところが大きい。災対協	が、円滑な救護活動の基礎となるが、そのためには、相当数のボランティアも必要となる。
		や動物愛護推進員などが一緒になって	発災後の混乱した時期にボランティアを受け入れ、管理することは難しい場合が多いことから、自治体等は、ボランティアの登録制度
		コーディネート機能を担うなどすれ	の創設やボランティア講習会を定期的に行う等、自治体や現地動物救護本部の活動方針に協力できる団体や人材の育成に努める必要
		ば、自治体は安心する。	がある。 <u>また、ボランティアのコーディネートを担うため、広域支援により他の地域の人材が現地に入り、ボランティア活動のコー</u>
			<u>ディネートが行える体制を検討しておく。</u>
			平常時
			・動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体等との連携
			・災害時のペット支援ボランティアの育成・登録
			・ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成
			・近隣の自治体や獣医師会などとの広域支援・受援体制の整備
			・基礎自治体や地元獣医師会、民間団体の機能復旧計画の作成
			災害時
			・ボランティアの確保
			・ボランティアの配置と管理
			・広域支援により派遣された人員の配置
			・支援物資の募集と配分・管理
			・義援金の募集と管理 等
I			

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要		▲動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体等との連携 動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時から動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、 災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。 ▲災害時にはランティアの方成、登録 災害時にボランティアを安定的に確保することは困難なことが多いことから、自治体等は平常時に災害時のペット支援ボランティアの 講習会を開催し、必要な人材の育成を行う。併せてボランティアをコーディネートする ボランティアリーダーの育成も行う。講習会 の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。 ▲ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成 地方獣医師会は会員の獣医師に呼びかけて、災害時に協力が可能な獣医師のボランティアや動物病院を、あらかじめデータベース化しておくことで、災害発生時にはいち早く近隣の獣医師に協力を要請することができる。 ▲ボランティアの確保 自治体等は災害の規模や状況によって、以下の例の様にボランティアを確保する必要がある。 ・一時預かりボランティア 飼育が困難な飼い主などから一時預かりの依頼があったペットで、動物救護施設での収容が困難な場合などに、自宅等で一時的に飼育する。 ・輸送ボランティア(あえて必要か?)
			・動物専門ボランティア 獣医師、動物看護師、トレーナー、トリマー等、動物に関する専門的知識や技術を有するボランティアで、負傷動物の治療や獣医師の補佐、動物の保護管理、健康管理、手入れ、シェルターでの飼育管理等を行う。 ・一般ボランティア 自治体や現地動物救護本部等が実施するペットへの支援活動に協力する。 動物の保護、飼い主探しへの協力、避難所・仮設住宅での飼育支援、支援物資の 整理と配分、事務、情報収集、譲渡活動での新しい飼い主探しの推進、シェルターワーク、等 ▲ボランティアの配置・管理
			自治体等は、ボランティアリーダーや広域支援により派遣された人員等を活用して、ボランティアを配置し管理する。なお、ボランティアの活動に当たっては、ボランティア保険の加入等により事故等に備える。 ▲広域支援による人員派遣 自治体等が行うペットの災害対策の2、3及び4に記載のある自治体等の役割のうち、初期及び中期については、災害時相互応援協定等に基づく広域支援による人員による活動が必要となる場合がある。そのため、事前に経費の負担等も含めて、支援及び受援の体制整備を行っておく必要がある。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
16 特定動物を含む犬猫以外の	・人を守るという中で、ペット(動	・ 特定動物、例えばクマ、サル、場	
動物への災害時対応	物)が害を加えるといった場合に行政	合によってはニシキヘビ、ライオンな	 特定動物は対象外
・ 現行のガイドラインは犬猫が対	がどう対応するかについてもガイドラ	どが同行避難されても困るかと思う。	19.2.32 1510-7-320 1
象だが、犬猫以外で飼養されてい	インに記載すべきと考える。	特定動物については別途、大きな災害	
る動物の災害時対応について、飼	・特定動物については、飼養が許可制	があっても壊れないような施設でしっ	
い主の自己責任の下で、明確な対	になっているなど飼養管理についての	かり飼うことや、そういったことを求	
応方針を定めていくことが必要。	決まりがあるためガイドラインからは	めていくことになるかなと思う。	
・特定動物(危険動物)につい	引き離して考えて行きたい。	・、「別途検討」というところはあ	
て、大規模災害時の逸走対策や万		るが、まずはペットの定義を各自治体	
一の逸走時の事後措置について、		で明確にしておくべき。犬猫を対象に	
より詳細な検討が必要。		しているガイドラインであるというと	
		ころを伝えておけばいい。それ以外の	
		動物に対しては、各自治体で考えても	
		らう。	· ·
17 多頭飼育等 普段からの不	・ペット飼養で個体識別の徹底がなさ	・ 多頭飼育されている方々が 災害時	
	れていなければ救護が遅れる旨をガイ		多くのペットを飼養する飼い主に対して、同行避難等を想定した適正飼養の取組(飼育頭数の減少等)を促す。
・多頭飼育問題は各地の自治体が		合がある。病気などの事情で預けなけ	
			│ │総説V 平常時と災害時におけるそれぞれの役割
	ロチップの推進をしていくことが重		
			災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事でいることが必要とな
となりうる。大規模災害が発生し			る。そのために、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼
た際、飼い主が対応しきれないよ			い主自身が安全を確保できるように備えることで、災害時にも、ペットを適切に飼養することが可能になる。
うな多頭飼育状態は、平常時から			自治体等による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養責任を果たしていることが前提
解消するようにしておくことが重			となっている。災害の発生時に避難所等に避難するような場合には、人畜共通感染症等により他の避難者やペットに迷惑をかけないよ
亜			うにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常
女。			時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養しようとする時は、万一の際に同行避難することが可
			能な数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。
			飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をすると
			ともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。
			このに、中に対反目の兵圧と不たう「心情だ」ということである。
			 本編 飼い主への普及啓発
			1. 平常時の備えについての普及啓発
			1. 十市時の備えた 20° Cの自及日光 (7) ペットの一時預け先の確保 (p.24)
			ペットの一時預け先について、指定避難所での飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先も探しておくことが望ましい。
			特に大型の動物や危険な動物又は個体等、専用の飼養施設が必要な動物については、指定避難所での受け入れば困難であることか
			ら、飼い主は一時預かり先や飼養管理について検討・準備しておく必要がある。
			り、例い主は一時頂がり元や回食自生にプロで使制・学順しておく必安がある。 ・ 多頭飼養について
			・ 多頭的後に
			タ、のベットを削養する場合は、妊無用品や偏番品の数量も頭数に心して多くなる。また、飼い主自身が同り妊娠できる頭数にも限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼養にはこのようなリスクがあることを飼い主
			は常に認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法について検討すべきである。

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
	情報を一元化して出せる場所があると		正確な情報発信(その前提としての収集体制)の必要性を示す。
	いい。災対協がそうなることが望まし		
・災害発生後に救護や支援に関し		が、その前段として、現地の救援本部	
て様々な情報発信がなされるが、		が立ち上がるというのが最優先。大規	
正確な情報の見極めが肝要。不正		模地震の場合には、現地はそれどころ	
確な情報に基づく問い合わせ等が			本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
被災地の行政機関に殺到した場合		応として、周囲の本部がその代わりを	3. 災害時のペット対策(2日目以降の緊急対応)
には、救護対策の遅れをもたらす		果たして、災対協のほうに情報を提供	<u>(1) ペットに関する情報窓口の一元化</u> (p.39)
おそれもある。正確な情報の積極		していただくというやり方しかない。	
的提供が課題。			・ペットに関する相談窓口の設置と運営
・一方で、ペットを連れて避難生		所の状況の中で、情報を収集、集約す	
活を送り飼い主がどこに相談すれ			・相談窓口の連絡先の周知(各避難所管理者、市町村担当、在宅避難者)
ば良いのか分からないともされ			・被災者と避難動物に関する情報収集
る。相談窓口の整備と公表・周知			・情報の整理と提供(各避難所管理者、市町村担当、関係団体、報道機関等)
が課題。		どこかに集約するような体制づくりが	<解説>

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
		情報収集で欠けているところを補完す	自治体または現地動物救護本部は、災害時のペット対応に関連する問い合わせを受ける相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化
		るのではないか。地元の方に情報収集	することが望ましい。この窓口は、自治体の動物愛護センター等の他、地方獣医師会が現地動物救護本部の事務局である場合は、獣
		と現地救援本部に整理だとか発信とい	医師会に置くことも考えられる。また、発災後、しばらくの間は、休日等であっても問い合わせや情報収集に対応できる要員の確保
		うのは、発災当初はまず無理、近隣の	が必要である。相談窓口の設置後、その連絡先は、飼い主や避難所の管理者、市町村等に周知する。
		自治体同士の共助、あるいは獣医師会	相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどの様な支援が求められているのか
		同士の共助も検討していいのではない	等について正確な情報を収集するとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先等
		か。	<u>に関する情報を提供する。また、確定した情報をウェブサイト等を通じて発信する。</u>
		・避難所では名簿をつくる。要配慮	なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、相談窓口の設置及び運営等を広域支援での枠組みの中での対
		者であったり、避難所にいる同行避難	応を要請する。
		されたペットの状況であったりという	
		ところは、自然と情報が集まってくる	<収集する情報の例>
		ようなフォーマットを推奨していくと	・同行避難者の避難状況(避難者と同行者の氏名、ペットの種類、頭数)
		いい。情報発信ということに関して	・必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされている期限
		は、コミュニティFMが非常に有効で	・その他情報提供を行うのに必要な情報
		ある。ボランティアの募集、ペットの	
		状況も含めて、コミュニティFMとの	
		支援体制も構築しておくといい。	
		・構想の検討の段階だが、熊本県の	
		場合、避難所の状況について、各自治	
		体から保健所に上がってきて、そこで	
		状況が把握されるようになっている。	<提供する情報の例>
		ここに次回からはペットについての情	(避難所向け)
		報についても協力いただく形で、やっ	・避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
		ていきたいと考えている。また、熊本	・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報提供
		地震では、環境省の現地での調査情報	(関係団体向け)
			支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報
		いる。今後もこういった力も借りなが	(社会全般向け)
		らやれると被災自治体としてはありが	・現段階で把握している状況
		たい。	・今後の予定
		・熊本地震では、環境省から声がけ	・必要な支援や注意の喚起(現地活動を妨げないように、現地への支援や問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするな
		をして、九州各県と政令市から行政の	(2)
		獣医師を派遣して、避難所を回って情	
		報を集めた。熊本県に渡した。九州・	
1	I		/ a \ ===

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			(2) 関係団体等との連絡調整及ひ支援要請 (p.40)
		ということもあって、すぐに人を出し	
			・ 相談窓口による情報収集と整理
		・避難所名簿の項目については、確	・災害時協定締結機関や支援団体への支援要請
		認させていただく。ただし、チェック	・備蓄品や支援物資の配布
		リストの中にはペットのことは書かれ	・ボランティアの要請と受入
		ている。基本的には、災害は市町村で	・義援金の募集
		対応していただくというのが基本に	<解説>
		なっており、その規模によって市町村	自治体や現地動物救護本部は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、関係団体等と調整して支援を要請する。必
		で対応ができないときに県が出てく	要とされる支援は、災害が発生してからの時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が出来るよう、情報の伝達体
		る。県でも対応ができないときに国が	
		出ていくという形で救助していく形に	
		なっている。災害が起きて、にっちも	
		さっちもいかない段階の中で、どこま	
		で情報を集約できて、その集約したこ	
		とをいかに発信していけるかというこ	
		とについては、いろいろ検討しなけれ	
		ばいけないことが多い。	
		・市町村の各担当部署と避難所を運	
		営していく部署との連携は非常に必要	
		だと思う。各自治体で知恵を絞って努	
		力をして、情報の収集、それからその	
		情報に応えるということが重要になっ	
		ていく。	
		・一元的な情報発信の機能の担い手	
		は、災対協もあるのが、やっぱり県が	
		非常に重要だろう。やはり最初の段階	
		で支援できるというのは、国や県や名	
		前の通っているところ。動物支援につ	
		いても環境省なりが一番最初に県に	
		入って、大変混乱しているところを支	
		えていくような流れなのかなと思っ	
		た。情報発信するには人手が必要にな	
		り、ITスキルも必要となる。情報を	

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
		集めるまでは県が頑張れるが、それを	
		発信する部分を獣医学部やIT企業と	
		連携をとっていったらいいのではない	
		か。	
19 災害時にすぐに利用できる	スターターキットに代わるものを使っ	・災害が起こった際に一般職員で	本編Ⅲ 自治体等がおこなうペットの災害対策
		あっても誰でもが、準備をして本部の	
ターターキット)の整備		立ち上げのところまではやれるという	(3) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整 (p.34)
・災害発生時に各主体がとるべき		ようなもの。防災対策は初動の30分が	<実施項目>
初動の措置について、誰が担当し		重要。初動の30分をうまく使えるよう	・ 災害時のペット対策や指定避難所等でのペットの受け入れに関する地域防災計画への記載
ても機械的に準備が整えられるよ		にして、本部が立ち上がってさえしま	・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
うなスターターキットを整備す		えば窓口ができるので、混乱は最小限	・ 災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペット受け入れに関する方針の周知と理解の促進
3.		に抑えられる。	
		・ペットに関する独自のスターター	<解説>
		キットよりは、避難所運営の指示書が	自治体等では、飼い主がペットと同行避難して来る事を前提とし、飼い主が指定避難所や仮設住宅で、適正な飼養管理が出来るよう
		幾つかある中で、ペットも必ず入れて	に、指定避難所での受け入れや仮設住宅でのペットとの同居等について、体制を整備する必要がある。
		もらうという方向性で一体化してつ	検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受け入れに関する記載や、指定避難所の管理者や仮設住宅の設置者との調整、必要
		くったほうがいいのではないか。	な支援物資の備蓄等が挙げられる。
			・指定避難所でのペットの同行避難者の受け入れ
Į.	1	1	

検討事項	第一回検討会(8/2)の意見概要	第二回検討会(9/27)の意見概要	記載内容
			指定避難所の設直者や官埋者は、飼い王かベットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておく必要かある。そのため、指定
			避難所を選定する際に、ペットの飼養場所や飼養管理のルールも検討しておくと、指定避難所におけるペットに起因した避難者からの
			苦情やトラブルを削減できる。また、発災直後の指定避難所運営とペットの受け入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指
			示書(ファーストミッションボックス等)を整備しておくとよい。このような指示書(ファーストミッションボックス等)があること
			で、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整えられ、初動での混乱を最小限に抑えられる。
			指定避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛
			散、臭い等への配慮が必要である。
			■ これまでの災害時対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の
			■ 生活場所を分ける方法等が採られているが、指定避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方
			法を検討する必要がある。

【検討事項6】. 避難先における飼育方法別の問題点と必要な公助について

	飼育形態	要因	ad 车 理 · 培	II.	問題点等	必要となる自治体等からの公助	
	門目心思	安囚	四月垛况	メリット	デメリット	早急に必要なもの	共通
同居	意図的な同居	・管理者や避難者全体 で合意がある ・飼養者と非飼養者が 住み分けるスペースが あり、同居が可能	積極的な同居	飼い主とペットの精神 的安定	公衆衛生上のリスク 時間の経過に伴う飼い主への 負担増		
1-3/12	非意図的な同居	・飼育スペースが無い・受け入れ時の混乱で分けられなかった	仕方なく同居		他の避難者とのトラブル 公衆衛生上のリスク 時間の経過に伴う飼い主への 負担増	預かり先等の情報提供	支援物資の確保 感染症予防処置
すみ分け	意図的なすみ分け	・飼育スペースがある	飼育スペースの共用	ペットによるトラブル の回避・軽減	集団飼育での感染症リスク		飼育ルールの指導
9 07)] ()	非意図的なすみ分け	・飼育スペースがない・しつけが出来ていないため、同居や飼育スペースで飼育できない	飼い主毎に独自に飼育		適正な飼育環境の欠如 他の避難者とのトラブル	預かり先等の情報提供	